

令和7年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年7月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第4回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和7年7月16日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和7年7月25日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年7月25日 13時30分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和7年7月25日 14時04分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 17名 欠 席 2名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	▲	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 7 番	向久保 勉	議席番号 8 番	熊 澤 威 人
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号5番齊藤由希子委員仕事のため、議席番号6番古川美枝子委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上2名の欠席となっており、出席委員数は19名中17名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号7番向久保勉委員と議席番号8番熊澤威人委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第4回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第4回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 7 年 7 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 4 回総会について

以上、2 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、8 月 8 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。令和 7 年度先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

松村委員長代理より 1 件の質問が出され、運営委員会の間で意見交換が行われました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 4 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 7 年 7 月 25 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 6 ページをご覧ください。

令和 7 年 6 月 25 日から令和 7 年 7 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番からまる 3 番までは先月の総会内容、まる 4 番は 3 月の総会内容となります。まる 5 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。まる 6 番はこの 1 ヶ月の農地改良届の内容であり、現地調査を行っております。

次に、まる 7 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 7 月 15 日の火曜日でございます、9 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 5 番委員齊藤由希子委員、農業委員の 7 番委員向久保勉委員、推進委員の西根南地区の 2 番委員畠山和雄委員、推進委員の松尾地区の 2 番委員垣下和典委員、推進委員の安代地区の 1 番委員工藤佳輝委員の 5 名でございます。また、事務局からは高橋事務局長と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる 8 番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和 7 年 6 月 19 日から令和 7

年 7 月 15 日までの間で、あっせんの申出は 2 件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 5 件です。

関係資料 1 ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号 1：平笠第 24 地割 340、田、1,055 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 2：新田 177-1、田、358 m²を含む 2 筆 1,051 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号 3：田頭第 8 地割 76-1、畑、113 m²を含む 2 筆 557 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 4：平笠第 16 地割 57-1、田、703 m²を含む 12 筆 19,038.93 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻及び野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号５：目名市 8-1、畑、6,849 m²を含む 9 筆 21,155 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻、野菜、果樹を作付しており、権利取得後は水稻と果樹を作付予定です。

次の 3 ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員垣下和典委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（垣下和典委員）

推進委員の垣下和典です。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根インターチェンジから北西へ約 700m の地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、JR 赤坂田駅から南西へ約 1.5 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約 1.3 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、西根インターチェンジから北西へ約 1.5 k m 以内に点在しています。現況は、保全管理及び水稻、野菜が作付されておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は、安代インターチェンジから北西へ約 2.5 k m 以内に点在しています。現況は、水稻、野菜、果樹が作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料2ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第34地割377-1、田、2,090㎡を含む6筆14,248㎡です。

転用の目的は、売買による鶏卵の選別・パッキングを行うGP工場の建設です。

申請者は、自社の事業規模拡大に寄与する事業として、本工場を建設し、鶏卵の生産・販売等を行う事業者に土地・建物を売却する計画としております。

工場を建設することで、鶏卵の販売に伴う円滑な流通ルートの確立を目的としております。

申請地の農地区分は、第2種農地、例外規定は申請地以外に代替性がないことが確認されております。

申請番号2：帷子第7地割11-11、畑、8,254㎡のうち1,637㎡です。

転用の目的は、賃貸借権設定による工事用の一時通路及び車両置き場ですが、すでに利用してしまっていることから、追認申請となります。

申請者は、申請地に隣接する山林から培土の原料となる土取りを行っており、事業用地との出入りの利便がいい申請地を利用することとしたものです。

本件については、申請者が農地法についての理解が不十分であったことから追認申請となったもので、申請書とあわせて顛末書の提出も受けております。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地、例外規定は一時転用による申請で、契約期間は3年を予定しており、完了後は原状復旧するものです。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員垣下和典委員

をお願いします。

農地利用最適化推進委員（垣下和典委員）

推進委員の垣下和典です。

申請番号1番ですが、位置はJR大更駅から北東へ約490mの地点です。現況は保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は寺田小学校から東へ約1.2kmの地点です。現況は工事用一時通路及び車両置き場として利用されていました。

今回農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい。

18番委員（松村委員）

18番松村です。

これ農振外した所ですよ、番号1番の所その転用。

その申請がおりてるのかが1つと、あそこ第2種農地となっておりますけれども、市で都市計画の青写真を作った時に第2種農地になったのか、そこを教えてもらいたいと思います。

事務局（恩賀主任）

まず農地転用の申請ですが、農振の変更が為されてからでないと申請を受け付けておりませんので、農振は外しております。

令和7年4月4日付けで決定公告されております。

次に農地区分の件ですが、こちらは駅から500m以内にあるということで第2種農地となっております。以上です。

18番委員（松村委員）

はい、分かりました。

議長（三浦会長）

他にありませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

無い様なので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページから12ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定7件、使用貸借権設定9件、所有権移転が6件の合計22件です。

使用貸借権設定のうち3件は更新、その他19件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～3番は西根南地区に係る申請です。

申請番号4番は西根北地区に係る申請です。

申請番号5番は松尾地区に係る申請です。

申請番号6番～7番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号8番及び10番～11番は西根南地区に係る申請です。

申請番号9番は西根南地区及び西根北地区に係る申請です。

申請番号12番～13番は西根北地区に係る申請です。

申請番号14番～15番は松尾地区に係る申請です。

申請番号16番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 17 番～18 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 19 番～20 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 21 番～22 番は松尾地区に係る申請です。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号13番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 8 番熊澤威人委員の退席を求めます。

（8 番 熊澤威人 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号13番の案件の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号13番の案件を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号13番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 8 番熊澤威人委員の着席を求めます。

（8 番 熊澤威人 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号16番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号10番阿部正光委員の退席を求めます。

(10番 阿部正光 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号16番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号16番の案件を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号16番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号10番阿部正光委員の着席を求めます。

(10 番 阿部正光 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 13 番及び 16 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 13 番及び 16 番を除く議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号 13 番及び 16 番を除く議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 4 号『令和 7 年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 4 号『令和 7 年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案の 13 ページをお開きください。縦方向の印刷となります。

議案第 4 号について、説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をします。

17 ページとなります。議案第 4 号資料、農業委員会等に関する法律抜粋となります。

下線付きで表示をしている第 38 条第 1 項の規程により、意見の提出を行うものです。

次のページとなります。「令和 7 年度岩手県農業委員会大会への要請事項の提出について」の依頼文書となります。

先月までの農業委員会議の協議事項で説明した提出までの検討日程では、来月開催する第 5 回総会で提案事項を決定し、8 月下旬に「盛岡地方農業委員会連絡協議会」へ提出する日程としておりましたが、依頼文書に記載されている通り提出期限が 8 月 22 日（金）までとされたことから検討日程を変更し、本日の総会に提案となったものです。

以上の理由から、ただ今から「令和 7 年度関係行政機関等 国・県 に対する意見の提出について」の協議を行うことについて、農業委員皆様のご了承をお願いいたします。

なお、この件に関する詳細な説明を、後ほど開催する農業委員会議で行うことを申し添えます。

次のページとなります。意見の提出に係るスケジュールとなります。本日の農業委員会総会で大会提案事項の協議及び決定を行い、「盛岡地方農業委員会連絡協議会」を経由し「岩手県農業会議」へ提出となります。その後、関係機関で提出された大会提案事項をもとに協議を行い 11 月 11 日（火）に開催される令和 7 年度岩手県農業委員会大会において「農業施策の充実に関する要請決議」として提案されるものです。

14 ページにお戻りください。別紙となります。

令和 7 年度関係行政機関 国・県 に対する意見の提出についてご説明をいたします。

内容は、6 月 25 日に開催された第 3 回農業委員会議で決定をいただいたとおりであり、意見の内容の読み上げは省略させていただきます。

また、意見項目の読み上げによりまして、今回の議案提出とさせて頂くことをご了承願います。読み上げを行います。

1 国産食料供給体制の強化、3 項目となります。

(1) 食料安全保障

(2) 高齢化が進む集落地域の食農教育の充実

(3) E P A / F T A 交渉

続いて、2 農地利用の最適化の推進、2 項目となります。

(1) 農地中間管理事業の推進

次のページとなります。

(2) 再生利用が困難な山間農業地域の非農地化の推進

続いて、3 意欲のある経営体の育成による農業の振興、3 項目となります。

(1) 農業生産基盤の着実な整備体制（圃場の基盤整備）

(2) 農業の担い手に対する支援施策の充実（農業者年金制度の充実及び農業者向け労災保険制度の周知）

(3) 中山間地域の農業振興施策の強化（中山間部における施設型農業への支援）

次のページとなります。

続いて、4 農業経営の継続と安定化に対する支援の充実（農地災害復旧工事の対応）、1 項目となります。

続いて、5 野生鳥獣被害防止対策の充実、1 項目となります。

続いて、6 東日本大震災津波・原発事故からの再生（早期の原発事故の収束と補償対応）、1 項目となります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第4号『令和7年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時04分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第4回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年8月25日

会 長 _____

7 番委員 _____

8 番委員 _____

令和 7 年度

第 4 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1） 第 4 回運営委員会報告
 - （2） 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第 4 号 令和 7 年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について
- 5 閉 会